



発行
東京都

目次

告示

- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一
件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第六百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に群馬県みどり市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和四年三月十一日

●東京都告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

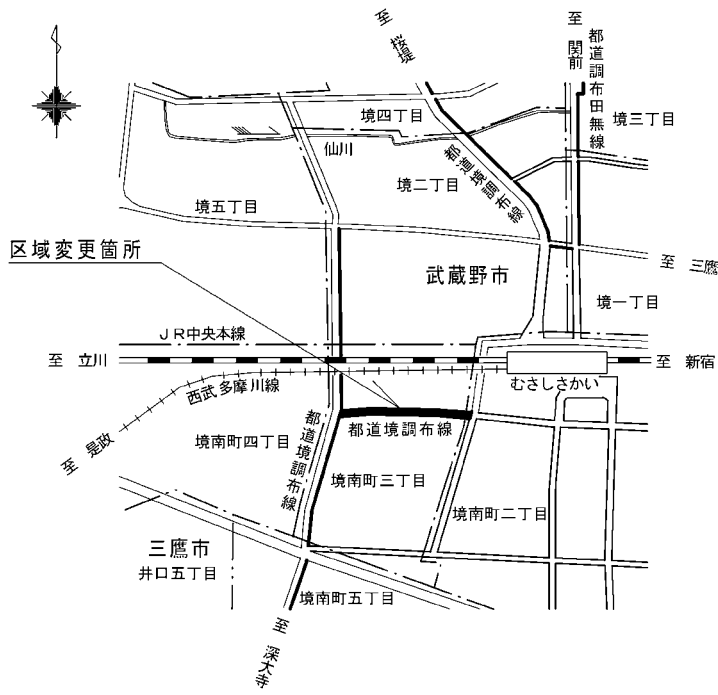
一 路線名 境調布

二 変更の区間 武蔵野市境南町三丁目八百四十一番二地
内から同所八百二十七番三地内まで

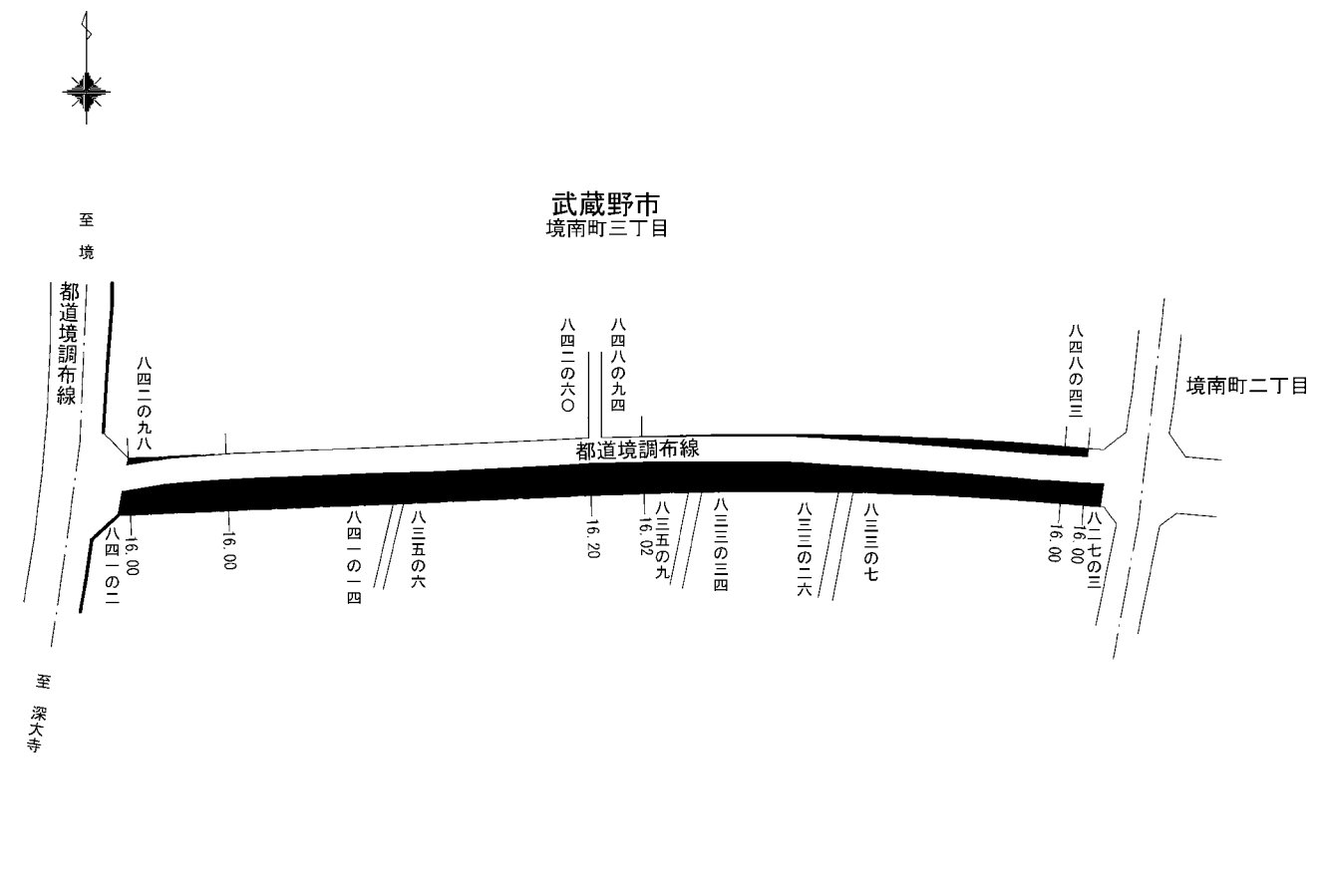
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道境調布線区域変更略図
武蔵野市境南町三丁目地内



延長 二七七・〇九メートル
面積 二、三九〇・六七平方メートル



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年四月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社ルミネ立川店
二 店舗所在地 立川市曙町二丁目一番一号
三 設置者名 株式会社ルミネ
四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
五 変更前の設置者の代表者名 森本 雄司
六 変更後の設置者の代表者名 高橋 眞
七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか百六十四名
八 変更後の小売業者 株式会社セントラルフーズほか百

- 九 の氏名又は名称 六十名
変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ゆのたに ほか三十名

- 十 変更前の小売業者の住所 神奈川県藤沢市辻堂二丁目七番一号湘南パールビル六階(株式会社ニュー・クイック) ほか

- 十一 変更後の小売業者の住所 中央区日本橋馬喰町一丁目十四番五号日本橋Kビル九階(株式会社ニュー・クイック) ほか

- 十二 変更前の小売業者の代表者名 服部 直人(株式会社ゆのたに) ほか

- 十三 変更後の小売業者の代表者名 櫻井 一夫(株式会社ゆのたに) ほか

- 十四 変更日 令和四年三月一日ほか
十五 届出日 令和四年三月二十五日

- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七 縦覧期間 令和四年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 クロスガーデン多摩
二 店舗所在地 多摩市落合二丁目三十三番地
三 設置者名 オリックス株式会社
四 設置者住所 港区浜松町二丁目四番一号
五 変更前の設置者の代表者名 梁瀬 行雄

- 六 変更後の設置者の代表者名 井上 亮

- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社関東ワッツほか三十三名

- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか八名

- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか一名

- 十 変更前の小売業者の代表者名 西見 徹(株式会社ダイエー) ほか

- 十一 変更後の小売業者の代表者名 西峠 泰男(株式会社ダイエー) ほか

- 十二 変更日 令和四年三月一日ほか
十三 届出日 令和四年三月二十五日

- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五 縦覧期間 令和四年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ドン・キホーテ中目黒本店
二 店舗所在地 目黒区青葉台二丁目十九番十号
三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号
五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ドン・キホーテ株式会社

六	変更前の小売業者の代表者名	成沢 潤治	日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	変更後の小売業者の代表者名	吉田 直樹	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
八	変更日	令和元年九月二十五日	
九	届出日	令和四年三月二十八日	
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
十一	縦覧期間	令和四年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
一	店舗名	府中駅高架下店舗	
二	店舗所在地	府中市府中町一丁目三番地の五ほか	
三	設置者名	京王電鉄株式会社	
四	設置者住所	新宿区新宿三丁目一番二十四号	
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	京王グリーンサービズ株式会社	
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社京王ストアほか六名	
七	変更日	令和元年八月六日ほか	
八	届出日	令和四年三月二十九日	
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十	縦覧期間	令和四年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
一	店舗名	東京都知事 小 池 百合子	
二	店舗所在地	クロスガーデン多摩	
三	設置者名	オリックス株式会社	
四	設置者住所	港区浜松町二丁目四番一号	
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内 八百九十七台	
六	変更後の駐車場の位置	店舗内 六百二十台	
七	位置及び収容台数	店舗内ほか 五百三十二台	
八	位置及び収容台数	店舗内ほか 五百三十二台	
九	変更後の開店時刻	午前九時	
十	変更後の開店時刻	午前九時	
十一	変更前の来客が駐車場を利用することができる	午前九時三十分から翌午前零時三十分まで	
十二	変更後の来客が駐車場を利用することができる	午前八時三十分から翌午前零時三十分まで	
十三	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 店舗北側ほか	
十四	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 店舗北側ほか	
十五	変更日	令和四年十二月一日ほか	
十六	届出日	令和四年三月二十五日	
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十八	縦覧期間	令和四年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

印刷

社 郵便番号 113-0001

社 郵便番号 113-0001

